

清掃業務委託契約書

(注意義務)

第8条 乙は、善良な管理者の注意をもって業務を行うものとする。

2 乙は、甲の許可なく清掃箇所範囲以外の室に従業員を立ち入らせてはならない。

3 清掃作業中、乙は甲の執務の妨げにならないよう留意し、甲の指示に従うものとする。

(業務報告書)

第9条 乙は業務管理日報、業務管理月報及び月間作業予定表を提出し、甲が常に清掃状況を把握できるように努めること。また、月報提出の際は、当該月における清掃員の日々の出勤状況が確認できるものを添付しなければならない。

2 乙は清掃状況を定期的に自主検査し、その検査結果及び改善状況報告書を提出し、甲が常に清掃状況を把握できるように努めること。

(乙の守るべき事項)

第10条 乙の清掃作業員は、一見して清掃作業員であることが判断できるように一定の制服と名札を着用しなければならない。

2 乙は清掃作業員の身元、風紀、衛生及び作業規律の維持に関し、一切の責任を負い、甲が適当でないと認めた清掃作業員を清掃業務に従事させてはならない。

3 乙は甲に対して、予め清掃作業員の登録をなし、これ以外の清掃作業員を清掃業務に従事させてはならない。

4 鍵の受渡しについては、甲の指示に従い、その責任を明らかにしなければならない。

(委託金額の変更等)

第11条 一般経済事情の変動等に基づく価格等の変動により作業用材料及び労務賃金等に増減を生じても、当初の委託金額又は作業内容を変更することはできない。但し、予期することの出来ない異常の事情が発生したための経済情勢の激変等により委託金額が著しく不相当であると認められるに至った時は、甲、乙協議のうえ、委託金額又は作業内容を変更することができる。

(賠償責任)

第12条 乙は、乙の従業員が清掃作業中、過失により器物の滅失若しくは破損し、又は甲若しくは第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、乙の責めに帰することができない事由による場合には、この限りでない。

(守秘義務及び個人情報の保護)

第13条 乙は、業務の遂行上直接又は間接に知り得た秘密を外部に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。この契約が終了し、又は解約された後においても同様とする。

2 個人情報の取扱いについては、別に定める「個人情報取扱特記事項」によるものとする。

(契約の解除権)

第14条 甲乙いずれかの一方が、本契約の期間中に契約を解約しようとするときは、3ヶ月前に相手方に書面でもって通知するものとする。

2 甲は、次の各号のいずれかの事情が生じたときは、催告なしに本契約を解除することができる。

(1) 乙がこの契約に違反したとき。

- (2) 乙が行政上の処分を受けたとき。
- (3) 乙の業務処理が不相当であると認めたとき。
- (4) 乙がこの契約を履行できないとき。
- 3 前項第1号の規定により、本契約が解除されたときは、乙は委託金額の100分の3の金額を違約金として甲に支払うものとする。
- 4 前項第2号から第4号の規定により、本契約を解除されたときは、乙は甲にその損害賠償を請求することはできない。
- 5 本契約の契約開始日が属す年度の翌年度以降において、歳入歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、当該契約を解除することができる。
- 6 前項の場合において、甲はこれによって生じた乙の損害についてはその責務を負わない。

(契約解除)

第15条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの通知を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等の(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社、若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(下請負契約等に関する契約解除)

第16条 乙は、本契約に関する下請負人等(下請負人(下請が数次にわたるときは、全ての下請負人を含む。)及び再受任者(再委託以降の全ての受任者を含む。)並びに下請負人等が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。)が、排除対象者(前条に各号に該当する者をいう。以下同じ。)であることが判明したときは、直ちに当該下請負人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し排除対象者との契約を解除させるようにしなければならない。

2 甲は、乙が下請負人等が排除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(不当介入に関する通報・報告)

第17条 乙は、本契約に関して、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員から不当介入を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

(契約保証金)

第18条 地方自治法施行令第167条の16第1項の規定による契約保証金の率は、契約金額（長期継続契約に係る入札にあつては、当該契約金額を契約期間の月数で除して得た額に12を乗じて得た額）の100分の10以上とする。ただし、沖縄県財務規則第101条第2項に該当する場合はその全部又は一部を免除できる。

(暴風時の業務遂行)

第19条 甲は、暴風雨警報発令により業務停止命令が発せられた後も引き続き業務を遂行する必要があると認められる場合は、乙に対して業務を遂行させることができるものとする。

(契約の定めのない事項)

第19条 この契約書に定めのない事項又は契約事項について疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ定めるものとする。

第20条 この契約を証するため、本契約書2通を作成し、甲乙記名捺印のうえ、各1通を所持する。

平成31年 月 日

甲 沖縄県石垣市真栄里584-1
沖縄県立八重山病院
院長 篠崎 裕子

乙

個人情報取扱特記事項

（基本事項）

第1条 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

（秘密の保持）

第2条 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他に知らせてはならない。
この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

（収集の制限）

第3条 乙は、この契約による業務を行うために個人情報を収集するときは、業務の目的を達成するために必要な範囲内で適法かつ公正な手段により行わなければならない。

（個人情報の目的外利用又は提供の禁止）

第4条 乙は、甲の指示がある場合を除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的のために利用し、又は甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

（漏洩、毀損及び滅失の防止）

第5条 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報については、沖縄県個人情報保護条例（平成17年沖縄県条例第2号）第11条第2項の規定に基づき、漏洩、滅失及び毀損の防止その他個人情報保護のための必要な措置を講じなければならない。

2 乙又は従事者は、その職務上知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。乙の指定期間が満了し、若しくは指定を取り消された後においても、同様とする。

3 前項の規定に違反した場合、乙又は従事者は沖縄県個人情報保護条例の規定に基づき罰則に課せられることがある。

（資料等の返還）

第6条 乙は、この契約による業務を処理するために、甲から提供を受け、又は自ら収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。

（複写又は複製の禁止）

第7条 乙は、この契約による業務を処理するため甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を甲の承諾なしに複写又は複製してはならない

（再委託の禁止）

第8条 乙は、甲が承諾した場合を除き、この契約による個人情報取扱業務については自ら行い、第三者にその取扱いを委託してはならない。

（事故発生時における報告）

第9条 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。